

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定基準）</p> <p>第二条 法第十四条第一号の学校及び養成所に係る令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>2 法第十四条第二号の学校及び養成所に係る令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>（指定に関する報告事項）</p> <p>第二条の二 令第十条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 名称</p> <p>三 位置</p> <p>四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）</p>	<p>（指定基準）</p> <p>第二条 法第十四条第一号の学校及び養成所に係る令第十条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>2 法第十四条第二号の学校及び養成所に係る令第十条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>（新設）</p>

- 五 学則（修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）
六 長の氏名

（変更の承認又は届出に関する報告）

第四条の二 令第十二条第三項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

第五条 令第十三条第一項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一三（略）

2 令第十三条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第一号に掲げる事項とする。

（指定の取消しに関する報告事項）

第五条の二 令第十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事

（新設）

第五条 令第十三条（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一三（略）

（新設）

（新設）

項（国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由